

障害者 福祉情報

137号 2014年9月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<http://www.cloverplaza.or.jp/>[shakyou/sho/sho_index.htm](http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm)

ご存知ですか？改正後の障害者・児の福祉サービス

障害者・児の皆さんの暮らしをサポートする福祉サービスには、障害者総合支援法によるサービスと児童福祉法によるサービスがあります。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正など、一連の法改正により、サービスの利用対象者や手続き等、一部変更されましたので、主なポイントをもう一度確認しましょう。

障害者総合支援法の施行に伴う主な改正点

〔主な内容〕

- ・障害者の範囲に難病患者等を追加(対象は国が指定する130疾患と関節リウマチの患者)
- ・「障害程度区分」が「障害支援区分」となり、知的障害者や精神障害者の特性に応じて区分認定が行われるよう変更
- ・障害福祉サービスの重度訪問介護の利用対象者に、重度の知的障害者・精神障害者が追加
- ・障害福祉サービスのケアホームがグループホームへ一元化
- ・相談支援事業の地域移行支援の対象に、保護施設や矯正施設等の入所者が追加
- ・地域生活支援事業に、障害者への理解を深めるための研修や啓発事業、意思疎通支援を行う人を養成する事業などが追加

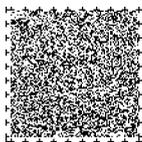
児童福祉法の主な改正点

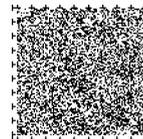
〔主な内容〕

- ・身近な地域で、障害の特性に応じた支援が受けられるよう、「障害児施設支援」が「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編 (次頁へつづく)

もくじ / 通巻137号

- ・ご存知ですか？改正後の障害者・児の福祉サービス ほか …………… 1～4
- ・「まごころ製品」に関するお知らせ ほか …………… 5
- ・難病の医療費助成に関するお知らせ ほか …………… 6～7
- ・ほんだな …………… 8





サービス利用手続きの際、「計画(案)」の提出が必要になりました

障害福祉サービスを利用する障害者・児の皆さんは「サービス等利用計画(案)」を、障害児通所支援を利用する障害児は「障害児利用計画(案)」を、障害福祉サービスと障害児通所支援を利用する障害児は、両方の計画(案)を提出することとなっております。順次すめられています。

概要は次頁を参照ください。

定期的に「モニタリング」が行われることになりました

計画が利用者のニーズにあっているかを確認し、再評価や再計画につなげていく「モニタリング」が行われることになりました。

モニタリング期間は、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定め、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が実施します。

〔障害福祉サービス利用の手続きのながれ〕

相談・利用申請

市区町村障害福祉担当課または相談支援事業所に相談し、サービスに関する情報提供を受けた後、利用したいサービスを市区町村障害福祉担当課に申請します。

心身の状況に関するアセスメント

障害支援区分の一次判定

二次判定(審査会)

障害支援区分認定

児童(18歳未満)は必要なし

介護給付

訓練等給付

サービス等利用計画(案)の作成

利用者は、指定特定相談支援事業所(障害児は指定障害児相談支援事業所)に作成を依頼し、申請窓口へ提出します。

支給決定(受給者証の交付)

どんなサービスを使ったらいいかわからない時は

障害者総合支援法のサービスは、多岐にわたっており、それらを組み合わせて利用することができます。

しかし「どのようなサービスがあるかわからない」「自分や家族の状況だとどんなサービスが受けられるのかよくわからない」方もおられます。

お困りの方は、お住まいの市区町村障害福祉担当課または相談支援事業所へお問い合わせください。



サービス等利用計画(案)・障害児支援計画(案)のQ&A

計画(案)はどのようなものなのでしょうか。

以下、よくある質問を紹介します。

Q: 計画(案)はどのようなものですか?

A: 計画(案)は、障害者・児の皆さんが抱える課題の解決や、適正な福祉サービス利用を支援するための総合的な計画です。

Q: 計画(案)にはどのような内容が記載されますか?

A: 計画(案)には、①ご本人やご家族の生活に対する意向、②総合的な援助の方針、③生活全般の解決すべき課題、④提供される福祉サービスなどの目標と達成時期、⑤福祉サービスなどの種類・内容・量の

されます。

Q: 計画(案)は誰が作成しますか?

A: 市町村から指定を受けた事業所(「サービス等利用計画(案)」は指定特定相談支援事業所、「障害児支援計画(案)」は指定障害児相談事業所)の相談支援専門員が、ご本人やご家族の意向等を伺いながら作成します。

計画(案)は、相談支援専門員以外の方が作成することもできます。「セルフプラン」といいます。

セルフプランは、ご本人の同意を得たうえで、計画(案)と同等の内容を記載すること等が必要で

Q: 計画(案)の作成に費用はかかりませんか?

A: 費用負担はありません。ただし、事業所によっては、居宅等を訪問した際の交通費が必要な場合がありますので、相談支援事業所にご確認ください。

Q: 「個別支援計画」と「サービス等利用計画」(障害児支援計画)は違うのですか?

A: 違います。

「個別支援計画」は、利用するサービスごとに作成する日々の具体的な支援計画で、施設等のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が作成します。

「サービス等利用計画」(障害児支援計画)は総合的な援助方針についての計画です。

個別支援計画はサービス等利用計画(障害児支援計画)を踏まえて作成されます。

Q: 計画(案)を作成するメリットはなんですか?

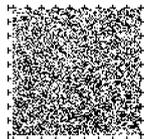
A: ①相談支援事業所から適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。

②ひとつの計画をもとに関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。

③本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

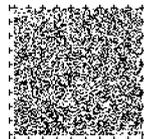
なお、相談支援専門員は、利用者の生活状況などを定期的に確認し、必要な場合には、サービス等利用計画を見直します。(モニタリング) ※セルフプランの場合は、モニタリングは行われません。

相談支援事業所の情報は、市町村障害福祉担当課または4頁を参照ください。



⑥福祉サービスなどを提供する上での留意事項、⑦モニタリング期間などが記載





**相談支援事業所・障害福祉サー
ビス事業所等の一覧は県庁ホー
ムページをご覧ください**

福岡県障害者福祉課のホーム
ページでは、障害者・児の皆さん
へ支援に係る左記の事業所につい
て、一覧を掲載し、随時更新を行っ
ています。事業所検索の際に活用
ください。

掲載内容

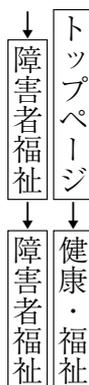
**●障害者総合支援法に基づく指定
障害福祉サービス事業所一覧**

- ①居宅訪問系事業所（居宅介護、
重度訪問介護、同行援護、行動援
護）
- ②施設系事業所（居宅訪問系、グ
ループホーム、相談支援事業所を
除く）
- ③共同生活援助（グループホーム）
- ④相談支援事業所

**●児童福祉法に基づく指定障害児
通所支援事業所、指定障害児入所
施設及び指定障害児相談支援事業**

**所一覽
アドレス**

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>



なお、事業所一覧は、平成25年
7月現在の情報で「福岡県障害者
福祉情報ハンドブック2014」
にも掲載しています。

ハンドブックの一覧には、「提
供サービス」「主たる対象者」を記
載していますので、事業所がどの
ようなサービスを提供している
か、主などの障害の方を対象とし
ているのかを知りたい時に便利で
す。

また、障害福祉関連の制度や他
の社会資源も掲載しています。
ハンドブックは、1冊1300
円（税込・送料別）で販売してい
ます。ご希望の方は左記へお問い
合わせください。

〔問い合わせ先〕

福岡県福祉情報センター
TEL 092・584・3330
FAX 092・584・3319

**「ちょっと気になる子（発達障
害の子育て応援パンフレット）」
の紹介**

お子さんは、いろいろな能力を
身につけながら成長していきます。
その成長は、一人ひとり違うの
があたりまえで、その違いは、大
きくなるにつれ、目立たなくなっ
ていくものです。

しかし、成長がちょっと気にな
ると悩んでいる保護者の方は多い
のではないのでしょうか。

そこで福岡県では、乳幼児期・
学齢期のお子さんの保護者の方々
へ向けた「ちょっと気になる子（発
達障害）の子育て応援パンフレッ
ト」気軽に相談できるところを紹
介します！」を今年2月に発行
しました。

このパンフレットでは、落ち着
きがない、友達とうまく遊べない
など、保護者の方々が普段抱いて
いる「ちょっと気になること」に
関する相談機関（北九州市、福岡
市は除く）を紹介しています。

パンフレットは、福岡県障害者
福祉課のホームページからダウン
ロードすることができますのでぜ
ひ活用ください。

アドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

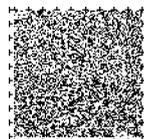


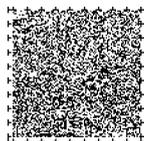
「発達障害者への支援について」
をクリック



〔問い合わせ先〕

福岡県障害者福祉課 自立支援係
TEL 092・643・3263
FAX 092・643・3304





アドレス
<http://magokoro-ichiba.jp/>



「まごころ製品」の情報がインターネットで検索できます

福岡県では、障害者施設で働く皆さんの収入向上を図るため、障害者の皆さんがつくる商品やサービスを「まごころ製品」と名付け、売上の拡大に取り組んでいます。今年5月に、ウェブサイトを「まごころ製品ショップ」を開設し、「まごころ製品」の情報がインターネットで検索できるようになりました。

このウェブサイトでは「まごころ製品」をカテゴリー、地域、施設、キーワードによって検索することができます。

ぜひ一度アクセスして、丁寧な仕事で高品質と評判の「まごころ製品」をご覧ください。

パン	菓子	弁当総菜	加工食品	茶草類	野菜	園芸類
日用雑貨	陶磁器	木工製品	織物	紙製品	印刷	清掃除草
クリーニング	軽作業	焼酎	サービス	その他		

「まごころ製品ショップ」では、食品・印刷・清掃等、「まごころ製品」を19のカテゴリーに分類し紹介しています。

気になる製品は、「お問い合わせフォーム」でご照会ください。

ときめきスポーツ大会が開催されました

9月13日、久留米市で「第34回ときめきスポーツ大会」が開催されました。

この大会は、知的障害者の皆さんの体力づくりと、社会参加を促すことを目的に毎年開催されているものです。

大会では、約1700人の参加者が、陸上競技やフライングディスク、卓球、ボウリングの4種目において、日頃の練習の成果を存分に発揮しました。



スペシャルオリンピックの間もなく開催！

知的障害者の皆さんの全国スポーツ大会である「2014年第6回スペシャルオリンピッククス日本夏季ナショナルゲーム・福岡」が11月1日から3日にかけて、県内各地で開催されます。

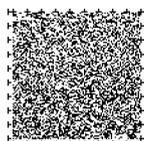
同大会は、2015年夏季に開催されるアメリカ・ロサンゼルス大会の国内選考を兼ねており、選手やボランティア等、約6300人が参加予定です。皆で福岡大会を盛り上げましょう。

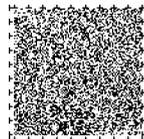
〔競技〕陸上、バスケットボール、サッカー等13競技
 〔開催地〕福岡市、北九州市、宗像市、粕屋町、古賀市

※詳しくは、左記を参照ください。

アドレス

<http://www.son.or.jp/2014summer/>





「特定疾患治療費研究事業」が新制度に移行します

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。

特定疾患は治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、厚生労働省では「特定疾患治療研究事業」において、治療に係る医療費を助成しています。

今年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から施行されることとなりました。

新制度の実施に向け、厚生労働省では、医療費助成の対象疾患を現在の56疾患から約300疾患に拡大する方針で検討しています。

助成対象は、平成27年1月から2段階に分けて拡大され、最終的に、現在の約78万人から約150万人が対象となる見込みです。

8月27日には、先がけて110疾患が選定されました。現行制度から、3疾患が除かれ、新たに46疾患が加わりました。

除かれた3疾患（スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎）のうち、スモン患者については、研究事業の対象として引き続き助成されます。

現行制度では、重症者の方の医療費を全額助成する一方で、軽症者の方には年収に応じて一部自己負担があります。

新制度では、対象疾患の拡大を踏まえ、重症者の方にも一定の負担があります。軽症者の方は、高額な医療費が継続的に必要な方を除き、助成対象とはなりません。

詳しくは、今後厚生労働省から順次示されることとなります。詳細は、厚生労働省ホームページを参照ください。



既に「特定疾患治療費研究事業」の医療費助成を受けている方へ、10月からの更新手続きのお知らせ

特定疾患治療研究事業は、新制度へ移行する予定です。

現行制度での医療受給者証は、平成26年12月31日までとなりますので、平成26年度の継続手続きは、次のとおり変更となります。

●平成26年10月1日～12月31日の更新手続き

自動更新となり、手続きは不要です。10月1日からの受給者証は、8月下旬に発送されています。

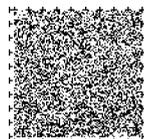
●平成27年1月1日以降の新制度での手続き

9月下旬に新制度の手続きのお知らせが送付されます。

特定疾患の医療費助成を既に受けている方は、現行の臨床調査個人票の提出が必要です。既に準備をされている場合は、新制度の手続きの際に提出してください。

【問い合わせ先】

福岡県健康増進課 疾病対策係
TEL 092・643・3267



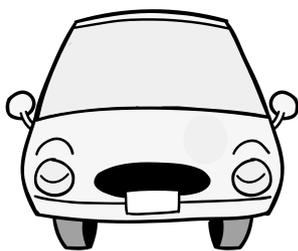
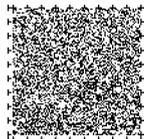
自動車の運転に関するお知らせ
「自動車運転死傷処罰法」が施行

飲酒運転等、悪質で危険な運転者に対する厳罰化を盛り込んだ「自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(自動車運転死傷処罰法)が、今年5月から施行されました。

次の状態による運転で人を死亡させた場合は15年以下の懲役、負傷させた場合は12年以下の懲役が課せられます。

- アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態
- 一定の病気(※)の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態

※一定の病気とは、
・認知、予測、判断、操作といった運転の安全性を欠くおそれがある統合失調症や低血糖症、そううつ病(そう病・うつ病を含む)



〔問い合わせ先〕
福岡県警察本部 交通企画課
TEL 092・641・4141

・意識障害や運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん（発作が睡眠中にのみ再発するものを除く）
・再発性の失神
・重度の眠気がある睡眠障害

これらの症状のある方は、発作で意識を失うおそれがあるのに薬を飲まないなど適切な措置をとらずに運転し、人を死傷させた場合は罰せられますので、医師の話を聞いて適切に対応しましょう。
発作が一定期間抑制されていれば運転できるという制度が変更されたわけではありません。

お知らせ

障害者雇用促進面談会

会場	開催日時
【南部会場】 久留米リサーチセンタービル 久留米市百年公園1-1	9/26 (金) 受付 12:30 ~ 15:00 面談 13:10 ~ 16:00
【筑豊会場】 のがみプレジデントホテル 飯塚市新立岩12-37	10/10 (金) 受付 13:00 ~ 14:30 面談 13:30 ~ 16:00
【北九州会場】 西日本総合展示場新館 AIMビル3階 北九州市小倉北区浅野3-8-1	10/15 (水) 受付 12:30 ~ 15:00 面談 13:00 ~ 16:00

▼参加費 無料（履歴書持参）
▼申込・問い合わせ先
事前に最寄のハローワークへお問い合わせください。

障害者合同就職相談会

〔福岡地区〕

平成26年11月6日（木）
エルガーラ8階 大ホール
（福岡市中央区天神1-4-2）

〔北九州地区〕

平成27年1月16日（金）
北九州国際会議場 イベントホール（北九州市小倉北区浅野3-9-30）

※福岡地区、北九州地区いずれも開催時間は13時～16時30分（受付は12時30分～）です。

▼対象者

福岡県障害者雇用拡大事業を利用し、求職者登録している方

※事前申込みが必要です。

▼内容

求人企業10～15社程度と求職障害者との相談会

▼申込・問い合わせ先

（株）ジャストヒューマンネット
ワーク

TEL 092・791・2018
FAX 092・726・6801

みんなの健康づくり大会

▼日時

平成26年11月12日（水）
13時～16時（開場12時）

▼場所

石橋文化センター 共同ホール
（久留米市野中町1015）

▼内容

・表彰式
・講演

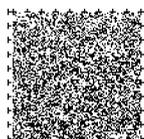
「統合失調症がやってきた」
講師 松本ハウス 氏
・アトラクション（コース）

▼参加費 無料

▼申込・問い合わせ先

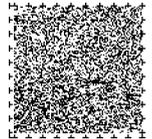
11月5日（水）までにファック
スで申し込み
福岡県健康増進課 こころの健
康づくり推進室

TEL 092・643・3265
FAX 092・643・3271





福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問合せ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

**「これならわかる！
すっきり図解 障害者総合支援法」**

遠山真世ほか 著
出版：翔泳社



障害者の定義はどうかわかったの？ 重度訪問介護の対象者拡大って？ 2014年に完全施行された障害者総合支援法について、やさしく図解したテキスト。制度の仕組みや利用方法がわかる。

「難病カルテ～患者たちのいま」

蒔田備憲 著
出版：生活書院



平成25年3月まで毎日新聞連載。多くの人に関心をもってもらうため、患者さんたちのつぶやきを拾った一冊。

**「統合失調症とのつきあい方
～対人援助職の仕事術～」**

野坂達志 著
出版：金剛出版



クライアントとのつきあい方から、薬物療法の基礎知識、ブリーフセラピーや生活臨床、システムズアプローチ、アウトリーチまで、対人援助職の仕事術をわかりやすく解説。現場のニーズに応えるQ&Aも収録する。

**「ていねいな子育てと保育
児童発達支援事業の療育」**

近藤直子／全国発達支援通園事業連絡協議会 編著
出版：クリエイツかもがわ



親子の療育の意味、児童発達支援事業の役割等について紹介する。

